

令和元年度第4回教育委員会定例会 会議録

◇ **開催年月日** 令和元年7月19日（金） 17時00分開会
17時40分閉会

◇ **開催の場所** 教育委員会室

◇ **出席者**

| | |
|-----------|-------|
| 教育長 | 杉元 羊一 |
| 委員（職務代理者） | 津曲 貞利 |
| 委員 | 小栗 有子 |

◇ **説明のため出席した者の職氏名**

| | | | |
|----------|-------|--------------|--------|
| 管理部長 | 小倉 洋一 | 教育部長 | 大脇 俊朗 |
| 総務課長 | 森崎 浩文 | 施設課長 | 米盛 光明 |
| 文化財課長 | 池田 雅光 | 美術館副館長 | 久保田 稔 |
| 図書館副館長 | 有満 弓恵 | 学務課長 | 辻 慎一郎 |
| 学校教育課長 | 下江 嘉誉 | 保健体育課長 | 竹之下 浩徳 |
| 青少年課長 | 楠原 豊 | 生涯学習課長 | 牛堀 隆弘 |
| 少年自然の家所長 | 永吉 眞一 | 中央学校給食センター所長 | 川口 孝 |

◇ **書記**

| | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 総務課主幹 | 堀田 竜也 | 総務課主査 | 梅山 寛之 |
|-------|-------|-------|-------|

◇ 議事日程

- 1 開 会
- 2 会議成立の宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議 案
 - 定第 2 1 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免について〕
 - 定第 2 2 号議案 鹿児島市立美術館協議会委員の委嘱の件
 - 定第 2 3 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市社会教育委員の解嘱及び委嘱について〕
- 6 報告事項
 - (1) 令和元年 6 月 3 0 日から降り続いた大雨に関する対応等について
 - (2) 寺山炭窯跡の石積みの崩落について
 - (3) 令和元年度教育委員会活動の点検・評価の実施について
 - (4) 令和元年度全国高等学校総合体育大会について
 - (5) 教育委員会関係の主な行事について
- 7 その他
- 8 閉 会

◇ 会議要旨

1 開会

教育長 それではただいまから、令和元年度第4回教育委員会定例会を開会いたします。

はじめに、7月18日をもって退任されました高島委員の後任として、7月19日付けで小栗委員が就任されました。また、津曲委員には引き続き4期目ということでご就任いただきました。まずはお二人に、それぞれ簡単にごあいさつをお願いしたいと思います。津曲委員からよろしいでしょうか。

津曲委員 改めまして、4期目の教育委員を授かりました津曲でございます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

小栗委員 初めまして、小栗です。本日をもって辞令をいただいて、これからいろいろ勉強していきたいと思ひます。これまで、子どもと大人がともに育ち会う環境をどう作っていくのかということをして大学と地域につないだりといったことをやってきたというふうに思っております。これから、重責といひますか重たい仕事を皆さんと一緒に力を尽くしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

教育長 続きます、事務局職員を紹介をお願いします。

事務局 それでは事務局職員を紹介いたします。前から1列目中ほど、小倉管理部長でございます。委員の皆さんから向かって右隣が大脇教育部長でございます。左端が森崎総務課長でございます。右端が辻学務課長でございます。次に2列目、向かって左から池田文化財課長でございます。米盛施設課長でございます。下江学校教育課長でございます。竹之下保健体育課長でございます。楠原青少年課長でございます。次に3列目、左から有満図書館副館長でございます。久保田美術館副館長でございます。牛堀生涯学習課長でございます。永吉少年自然の家所長でございます。川口中央学校給食センター所長でございます。以上でございます。

2 会議成立の宣言

教育長 それでは議事に入りたいと思ひます。本日は、桃木野委員と立元委員が所用のため欠席されておりますが、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

3 会議録署名者の指名

教育長 本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。
会議録署名は、津曲委員と私の方でさせていただきます。

4 会議の公開等について

教育長 次に会議の非公開についてですが、本日審議いたします定第22号から第23号議案は、人事・人選等に関する案件でありますので、非公開で傍聴を禁止

する取扱いとしたいと思います。また、定第 2 1 号議案は、人事異動に係る代決処分の案件となっておりますが、7 月 1 日付ですでに発表となっている内容であることから、公開の扱いとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議もないので、そのように取り扱わせていただきます。

5 議案

定第 2 2 号議案 鹿児島市立美術館協議会委員の委嘱の件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第 2 3 号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市社会教育委員の解嘱及び委嘱について〕

承認

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第 2 1 号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免について〕

承認

教育長 次に、定第 2 1 号議案につきまして、森崎総務課長、説明をお願いいたします。

事務局 議案綴りの 1 ページをご覧ください。定第 2 1 号議案、代決処分の承認を求める件は、鹿児島市教育委員会事務局および教育機関の職員の任免について、参照にありますように、教育委員会事務委任等規則第 4 条第 1 項の規定に基づき代決しましたので、同条第 2 項の規定によりまして、これを報告し教育委員会の承認を得ようとするものでございます。内容につきましては、2 ページをご覧ください。総務課の職員がお一人、病気休暇を取得したことに伴いまして、7 月 1 日付で人事異動を行ったものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質疑ございますでしょうか。

教育長 なければ、定第 2 1 号議案につきましては、原案どおりとすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議もないので、本件は原案どおりとさせていただきます。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

6 報告事項

(1) 令和元年6月30日から降り続いた大雨に関する対応等について

教育長 次に報告事項(1)について、引き続き森崎総務課長、説明をお願いします。

事務局 報告事項関係資料(1)をご覧ください。令和元年6月30日から降り続いた大雨に関する対応等について、ご説明させていただきます。1の学校の臨時休業につきましては、基本的な考え方としまして、非常災害時には児童生徒の安全を第一として、客観的な気象情報等や校区の実状に基づきまして、各学校長が臨時休業等を判断することとしているところでございます。今回の7月3日、4日に関しましては、気象台からの情報で、この両日は、猛烈な雨の降る恐れがあり、また、市内全域に避難勧告が出されていたことから教育委員会が校長会とも連携を図りながら、市立小・中・高等学校において、7月3日、4日の2日間を臨時休業としたところでございます。次に、2の大雨による被害状況につきましてですが、まず、教育委員会関係につきまして、人的被害はございませんでした。施設の被害につきましては、①の学校関係では鹿児島商業高校で、のり面の崩壊などがございました。②の文化財課関係では、世界遺産の一部であります吉野町の寺山炭窯跡の石積みの崩落がございました。これにつきましては、後ほど詳しくご説明いたします。③のその他の施設では、少年自然の家で倒木や土の流出、宮川野外活動センターでの地面のひび割れなどが確認されたところでございます。いずれも、児童生徒や施設業者の安全確保を第一に修繕などに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上です。よろしく願いいたします。

教育長 ただいまの報告につきまして、何かお尋ねになりたいことがありましたらご質問いただければと思います。

委員 2つあるのですけれども、一つは、被害状況というのはどういう形で、報告・発見されるのかということ、もう一つは、現場での対応で、もし課題等があれば教えていただきたい。

教育長 それぞれ、総括して総務課長の方でお答えいただけますか。

事務局 まず、集約の方法ですけれども、教育委員会に対して各学校から第一報が入りまして、それを情報共有して市長部局の危機管理課ですとか、そういった部署と連携を取って情報共有を図ります。まずは、第一報を入れていただくということ。被害の状況、人的な被害はないのか、施設の状況、ここに書いてありますような被害の状況をまずは確認をするということです。課題といたしましては、学校が100箇所を超えますので集約に時間がかかっているということ。そこを迅速にやるのが非常に重要だと考えています。これにつきましては災害対策本部の方で、各学校、教育委員会の施設も含めまして被害状況を報告し

て、いち早く対応を検討していかなければいけない場面も出てくることから、こういった迅速な対応というのが非常に重要であると考えております。

教育長 例えば、児童生徒の授業中の怪我であれば学校教育課へ報告するとか、非行的な問題であれば青少年課にするとか、施設の関係は施設課とか、基本的には、それぞれのラインが定められているんですけども、こういう災害の場合に、主に施設関係ですけども、今回も少し情報が錯綜した部分がありましたので、整理すべきところがあるとは思っております。また、避難所になっておりました学校で、報道では、和田小学校が避難所でしたけれども、和田川が氾濫して、和田中に変更になるとか。やはり、そこは、市の職員が避難所の運営者として指定があるんですけども、教職員がいる中でどう関わるのかということは、今後、もし長期的な避難所になったときに、避難所運営に学校職員等がどう関わるのかということも想定していかなければならないのかなと感じたところでございました。

委員 今、教育長からお話があったところですけども、まず、7月3日、4日の臨時休業については、適切なお判断であったと思います。結果的に雨があまり降らなくてというような話もありますけれども、それは、結果的に良かった話であって、児童の安全を考えた場合には、適切な決定だったと思います。一方で、各学校が避難指定地になっているんですね。その場合に、その所轄というのが、各小中学校の教職員の責任下に置かれるのか、それとも、市長部局の責任下に置かれるのか、というところで対応が少し変わってきたりすることがあるのかなというふうに思っております。現実的には、避難場所に指定された所での安全管理だとか、実際そこが機能していなかったというようなことになった場合に、その責任の所在というのも出てきたりするような気もしておりますし、また、今後これは市の方で考えないといけないと思うんですけども、今のところは、そこに、布団だとか水だとか、食料だとか、あるいは空調ですね、特に冷房はともかく暖房とかですね、こういったものは備える必要は無いということなんですけれども。しかし、現実問題として、そういうものが想定されたりというときに、少しそのようなことを想定して、勉強する必要があるんじゃないかなと思えました。そこについては、今後進めていかれるんですね。

教育長 先ほど総務課長もおっしゃったように、市全体の危機管理課を中心とした防災体制という中に、教育部ということで私も教育委員会を代表して参画しています。そもそも学校の立地場所自体が危険地域になっている場合が今回は明らかになりました。小山田小、河頭中は甲突川のそばにあり、8・6水害のときに大きな被害を受けましたが、7月2日は、小山田小では保護者を呼んで引き渡し作業をしております。また、河頭中は休校にしております。津曲委員がおっしゃったように、学校自体が自分の立地がどうなのかということ、ハザードマップを含めてどこまで理解しているかということについては、根本的なところから判断すべき校長に状況をしっかりと説明しておく知識がなければならぬのかと思っておりますので、学校自体の休業という以前の問題として、環

境というものについても一度整理をさせなきゃならないと思っております。

委員　　そうですね。そういう所も入っているのであれば、避難場所から除外しないといけないし、避難場所とする場合に、児童は帰すが、避難場所ということになれば、帰した途端に周辺の方々が来るということになりますよね。その管理というのは、教職員側にあるのか、それとも市の方が別途そういう担当の人がそこに来るのか、そういったところについてよく分からないのですが。

事務局　　今のご質問の件ですけれども、市内にはたくさん避難所を設けておまして、例えば、台風で一過性の避難所を開設するというような場合は、市の職員をその責任者として設けるようになっています。そこに班員ということで数名の市職員が避難所ごとに登録をしており、避難所の運営を行っております。教職員は、協力は当然いたしますけれども、管理は市の職員でさせていただいております。ちなみに今回につきましては、避難が長期に渡る可能性があるということで、登録している職員だけではなくて、色んな組織に割り振らして、そこでバトンタッチをして臨んだ経緯がございます。いずれにしても、住民の皆さんが、快適とまではいきませんが、なるべく不安にならないように努力をしていかないといけないと思います。課題はたくさんあると思っておりますけれども、今後よく対応していかないといけないと思っております。

教育長　　ありがとうございました。よろしかったでしょうか。



(2) 寺山炭窯跡の石積みの崩落について

教育長　　それでは報告事項（2）につきまして、池田文化財課長、説明をお願いいたします。

事務局　　別添資料、報告事項関係資料（2）をご覧ください。寺山炭窯跡の石積みの崩落についてご報告します。世界遺産の構成資産である国史跡、寺山炭窯跡が、6月末からの断続的な大雨の影響によりまして、炭窯の北東側の斜面に大規模な土砂崩れが発生し、炭窯本体石積みの大部分が崩落しました。1の経過につきましては、6月28日の午後1時50分頃、右面の石積みが崩落しているのを確認し、保全のための応急措置を実施しました。7月1日午前9時頃、土砂崩れによる崩落を確認し、午後から来訪者の安全確保のため周辺一体の自然遊歩道を立ち入り禁止としております。7月9日の午後、斜面の一部にビニールシート、土嚢設置等の応急措置を実施し、その後、被災状況に特段の変化は見られないところでございます。2の被害概況につきましては、別添資料の位置図、被災状況も合わせてご覧ください。また、炭窯本体を赤い矢印で示しております。それを赤い太線で囲んだ部分が資産の範囲でございます。更に、黒い太線で囲んであるものが世界遺産の緩衝地帯であります。土色で示した範囲が土砂崩れの想定範囲でございます。①から⑥までが被害状況の写真でございます。それぞれ地図の矢印の方向に向かって撮影したものでございます。炭窯

本体の北東側の斜面が幅約30メートルから40メートル、長さ約100メートルに渡って土砂崩れが発生いたしまして、炭窯本体および一体の遊歩道等が土砂に埋没しております。炭窯本体右角の前面部の大部分、約10メートルが崩落しており、石積み内部も一部損壊しているものと考えられます。炭窯本体と土砂崩れ状況の写真でございます。3の今後の対応につきましては、今後、文化庁や内閣官房など関係機関、専門家と協議しながら対応を検討していくことになり、現時点で炭窯本体の修復および斜面地復旧の目処は立っていないところでございます。当面、周辺一帯の立ち入り禁止を継続し、定期的に被害状況の把握に努めるとともに関係機関、関係課、土地所有者等と協議を行っていくこととします。7月16日に建設局など庁内関係課で構成する寺山炭窯および周辺斜面地復旧会議を設置し、復旧に向けた検討を行ったところでございます。参考は寺山炭窯跡の概要となっております。以上でございます。

教育長 ありがとうございました。まず、1日目に右側の炭窯の石が崩れて大変なことになっていると思ったら、今度は、後ろから、背面からまるごと土砂に巻き込まれてしまったというような状況でございます。委員の皆様、何か今の報告についてお聞きになりたいことがありましたら、お尋ねいただければと思います。

委員 本当に残念なことで、仕方がないと思いますが、基本的には、復元されるということになると思うのですけれども、復元されたらもう一回、イコモスに承認をもらうというようなプロセスになるのですか。

事務局 炭窯本体修復につきましては、現地に残存した石材を用いて、当時の石積み手法で災害緩和策を講じて復元する方向でございます。幸いにして、修復に必要なデータというのは、事前に現地を測定した3Dデータが残存しております。最終的にはご指摘のとおりユネスコへの報告を行い、その作業に入っていくという方針でございます。以上でございます。

教育長 石積みにナンバリングをして、最悪の場合を想定して記録はとってあるので復元自体はできると思いますが、イコモスを含めて復元を認めるかどうか、あるいは復元したものを認めるかどうかというのは、全く予想がつかない部分がございます。それではよろしいでしょうか。



(3) 令和元年度教育委員会活動の点検・評価の実施について

教育長 続きまして報告事項(3)につきまして、森崎総務課長、説明をお願いいたします。

事務局 報告事項関係資料(3)令和元年度教育委員会活動の点検・評価の実施についてご説明申し上げます。1の点検・評価の概要ですけれども、教育委員会活動の点検・評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に定められておりまして、教育委員会は毎年、教育委員会に関する事務について点検・評価を行い、報告書を作成し、議会に提出・公表することとなっております。

この点検・評価におきまして、教育委員の皆さまによる二次評価を10月3日
にお願いいたしますことから事前にその内容を報告させていただきます。2の
評価対象につきましては、教育振興基本計画に掲げます、施策及び関連事業を
その対象として評価を実施することとしております。現在の計画期間が令和3
年度までになっておりますことから、平成28年度から今年度までの4年間で
事業全体を4つに分けて評価を行います。令和2年度には全体の施策評価を実
施しまして、これを踏まえまして3年度に次期教育振興基本計画の策定を行う
予定としております。具体的には次のページのA3の資料をご覧ください。左
側上の方にあります(1)から(5)までが施策の方向性で、その下に具体的施策
として○囲みの番号をつけた施策、その下に各年度の評価対象事業数を記載し
ております。今年度は網掛けをしております「(2) 確かな学力を持ち、個性
あふれる子供を育成する」に関連します13の事業を評価対象としております。
資料右側の白い部分に具体的な事業を記載しているところがございます。次に、
1枚目の資料に戻っていただきまして、4のスケジュールですけれども、現在、
一次評価として、事務局による評価を行ったところがございます。次に、今月
末から8月にかけて教育行政評価会議を開催し、外部評価委員の皆様からの意
見を聴取いたします。外部委員は下の表の5人でございます。その後、10月
3日に二次評価として教育委員の皆様にも最終評価をしていただきまして、評価
後、10月の定例会で議決、11月に議会へ報告しまして、ホームページ等
による公表を予定しております。具体的な日程につきましては、後日、改めてご
連絡させていただきたいと思っております。以上でございます。よろしくお願
いいたします。

教育長 ただいまの報告につきまして、何かお尋ねになりたいことがありましたらご
質問いただければと思います。

委員 基本的なことなんですけれども、自己評価もそうなんですけれども、評価の視
点というのは、どういう設定をされているのでしょうか。

事務局 評価の視点といたしましては、まず、目標指標を施策ごとにつくっておりま
して、その目標に対してどのくらい達成できたかということです。指標には成
果指標と活動指標というものがあまして、活動指標というのは実際その事業
を行うにあたって、どの程度の活動があったかというのを数値化したものを目
標に対してどのくらい達成ができたかということでやります。そして、成果指
標というのはアウトプットの部分で、どのくらい目標に対してアウトプットが
出来たかというようなもので、数値化したもので評価を考え行っているところ
です。

委員 関連してなんですけれども、これは、事前に資料をいただけるのでしょうか。
2の方ですけれども、幼児教育の充実というのが、どういう構成要件で、幼児
教育の充実を図ろうとしているのか。例えば、教員の質だとか、親に対する理
解だとか、そういう主要項目がどんなものがあって、それに対してどんなアク
ションがあるのですかという、そういうところを見せていただければ、小栗委
員のご質問に対応できるというか、ご理解いただけるようなものがでてくると

思います。それがないと、これだけ見ると、この幼児教育の充実というのは、どんな視点から、幼児教育の充実を図るのかというのは分らないと思います。それについてのスタンスだとかを見たいということだと思います。

事務局 事前に、作成した資料をお持ちいたしまして、そこで 1 回見ていただいて、その後にもたまたまお集まりいただいて評価をしていくというような形になろうかと思っております。そこは、事前に説明をさせていただきます。

教育長 教育委員会自体が時間が限られていますので、なるべく事前にご提供できる資料は提供しながら、また、小栗委員につきましては、初めてのことでありますので、丁寧な事前のご説明に努めたいと思っております。よろしく願いいたします。

委員 どんなプロセスでこれを決めていくかというのがあると思うのです。おそらく前年か何かにヒアリングがあって見ているわけですね。そして、今年目標みたいなものの骨子を決めていくわけじゃないですか。この骨子を決めていって、それがどういう承認過程でどういう風にしてやると。それを、年間でいつ頃チェックをしていくというタイムスケジュールというのはあるのではないですか。それも一緒にお示しいただいた方が、どういうプロセスでそういったものを、どういう人達がどういうプロセスで決めていって、それを年間でどういうところでチェックしていくという表があるのではないですか。

教育長 また、関連の資料があったときは、併せて提供してください。他に関連して何かありますか。

委員 ぜひ、評価の設計みたいなもの、スケジュールみたいなものを教えていただければと思います。

教育長 点検・評価につきましてはよろしいでしょうか。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

(4) 令和元年度全国高等学校総合体育大会について

教育長 それでは、報告事項(4)について、竹之下保健体育課長、説明をお願いいたします。

事務局 関係資料(4)をご覧ください。令和元年度全国高等学校総合体育大会、いわゆるインターハイでございますが、南九州4県、鹿児島、熊本、宮崎、沖縄、この4県を中心に30競技が行われます。そのうち本市で開催されます種目等について説明をいたします。1番です。7月27日9時20分から鹿児島アリーナにおいて、秋篠宮皇嗣同妃両殿下をお迎えし、県実行委員会主催による総合開会式が行われます。続いて、太宰の4種目を本市実行委員会主催によりまして7月30日から8月20日にかけて実施いたします。なお、バスケットボールが薩摩川内市と、いちき串木野市の主催によりまして女子1回戦、2回戦の一部が、吉田文化体育センターにおいて実施されるところでございます。2でございますが、本市が主催する4種目の大会役員でございますけれども、教育委員の皆様におかれましては、事前に顧問としてプログラムにお名前を記載

させていただくことをご了承いただいているところでございます。その他につきまして、この4種目、各種目別の開会式につきましては、既にお手元に送付いたしましたご案内のとおりでございますが、ご出席いただく際は保健体育課までご連絡よろしくお願いたします。また、それぞれ競技の視察につきましては、いつでもお越しいただけるよう、期間中、共通の駐車券をお配りしておりますので、どうぞご利用ください。特に、説明が要するのは、新体操の8月6、7日でございますが、7日の日に団体競技が行われまして、鹿児島実業が出場する関係で、今、県内外から相当な問い合わせが来ている状況でございますので、大変な混雑が予想されます。以上です。

教育長 新体操は、静岡大会から抽選をしないとどうしようもないという状況で、本市もそれに習って、抽選で、座席まで指定してということで、なるべく、その抽選をやりますということをしっかりと周知するように努めているところでございます。このことにつきまして、委員の皆さまから何かお尋ねになりたいことはございますでしょうか。よろしいでしょうか。



(5) 教育委員会関係の主な行事について

教育長 次に報告事項(5)につきまして、小倉管理部長、説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案綴りの9ページをご覧ください。報告事項の(5)教育委員会関係の主な行事についてご説明申し上げます。まず、市立美術館におきまして、今、お手元にチラシを差し上げていると思いますが、特別企画展といたしまして「シャルル=フランソワ・ドービニー展」を本日から9月1日(日)まで開催いたします。次に、「青少年のための科学の祭典 鹿児島2019」を市立科学館におきまして、7月27日と28日、土日2日間行います。この期間中は館の入館料と宇宙劇場の観覧料ともに無料という扱いにいたしております。最後に、第13回九州地区市町村教育委員会研修大会が大分市で8月1日と2日に開催されます。この研修大会は2年に一度、九州地区市町村教育委員会連合会の会長の県で開催されるもので、昨年度と今年度は大分県が会長となっております。1日目は研修大会・情報交換会、2日目は視察研修が予定されております。本市からの出席につきましては、それぞれご都合をお伺いしておりますが、現時点では、教育長と津曲委員にご出席いただけるようでございます。以上でございます。よろしくお願いたします。

教育長 ただいまの件について、委員の皆様、何かお聞きになりたいことがありますでしょうか。

7 その他

教育長 最後に、事務局から何かございますでしょうか。

事務局 それでは、次回の日程につきましてご連絡いたします。次回の教育委員会定例会につきましては、8月20日(火)16時からを予定しております。以上

でございます。

8 閉会

教育長 それでは、以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。

【以上】